

## 議案第40号

杉並区個人情報保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年5月28日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区個人情報保護条例の一部を改正する条例

第1条 杉並区個人情報保護条例（昭和61年杉並区条例第39号）の一部を次のように改正する。

目次中「第15条」を「第15条の2」に改める。

第2条中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 特定個人情報 個人情報であつて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報に該当するものをいう。

(5) 管理特定個人情報 管理個人情報であつて、特定個人情報に該当するものをいう。

第9条第1項中「個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第14条第1項中「収集目的」の次に「（以下「収集目的」という。）」を、「管理個人情報」の次に「（管理特定個人情報を除く。）」を加え、同条第2項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（管理特定個人情報の利用の制限）

第14条の2 実施機関は、収集目的以外の目的のために管理特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められる場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、収集目的以外の目的のために管理特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、本人又は

第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 前条第3項及び第4項の規定は、前項本文の規定による利用（本人の同意があるものを除く。）について準用する。

第15条第1項中「管理個人情報」の次に「（管理特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条第2項中「外部提供を」を「管理個人情報の外部提供を」に改める。

第4章中第15条の次に次の1条を加える。

（管理特定個人情報の提供に係る報告）

第15条の2 前条第4項及び第5項の規定は、番号利用法第19条第13号の規定に該当する場合にした管理特定個人情報の提供（本人の同意があるものを除く。）について準用する。

第18条第1項中「に定める」を「の定める」に改め、「自己情報」の次に「（自己に関する管理特定個人情報を除く。）」を加え、同条第2項中「法定代理人」の次に「（管理特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）」を加え、同条第3項中「をすること」を「（管理特定個人情報に係るものを除く。以下この項において同じ。）をすることに」に改める。

第19条第1項中「、自己情報」の次に「（自己に関する管理特定個人情報を除く。）」を加え、「に定める」を「の定める」に改める。

第20条第1項を次のように改める。

何人も、次の各号のいずれかに該当するときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、自己情報の消去の請求（以下「消去請求」という。）をすることができる。

(1) 第7条の規定に反し、又は第9条第1項若しくは第2項の規定によらないで自己に関する個人情報が収集されたとき。

(2) 第16条第1項の規定に反し自己に関する個人情報が電子計算組織に記録されているとき。

(3) 番号利用法第20条の規定に反し自己に関する特定個人情報が収集され、

又は保管されているとき。

- (4) 番号利用法第28条の規定に反して作成された特定個人情報ファイル（個人情報ファイルであつて、番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルに該当するものをいう。）に自己に関する特定個人情報が記録されているとき。

第21条の見出しを「（利用中止請求権者等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

何人も、次の各号のいずれかに該当するときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該利用又は提供の中止（以下「利用中止」という。）の請求（以下「利用中止請求」という。）をすることができる。

- (1) 第14条第1項又は第2項の規定に反し自己情報の目的外利用がされているとき。
- (2) 第14条の2第1項又は第2項の規定に反し収集目的以外の目的のために自己に関する管理特定個人情報の利用がされているとき。
- (3) 第15条第1項又は第2項の規定に反し自己情報の外部提供がされているとき。
- (4) 番号利用法第19条の規定に反し自己に関する管理特定個人情報の提供がされているとき。

第27条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 自己に関する管理特定個人情報については、他の法令に当該管理特定個人情報の開示に関して規定されている場合であつても、この条例の規定による開示を行うものとする。

第2条 杉並区個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 情報提供等記録 番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第14条の2第2項中「管理特定個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。）」を加える。

第18条第1項及び第19条第1項中「（自己に関する管理特定個人情報を除

く。)」を削る。

第21条の次に次の1条を加える。

(情報提供等記録の適用除外)

第21条の2 情報提供等記録については、前3条の規定は、適用しない。

第24条第2項中「訂正」の次に「(情報提供等記録の訂正を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

3 実施機関は、第1項の規定により情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、その旨を総務大臣及び番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、書面により通知しなければならない。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条のうち杉並区個人情報保護条例第14条第1項の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、同条例第18条第2項及び第3項、第20条第1項並びに第21条の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例第27条中第2項を第3項とし、第1項の次に1項を加える改正規定並びに第2条中同条例第18条第1項及び第19条第1項の改正規定 平成28年1月1日

(2) 第2条の規定(杉並区個人情報保護条例第18条第1項及び第19条第1項の改正規定を除く。) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に規定する規定の施行の日

(提案理由)

特定個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、特定個人情報の開示、訂正等を実施するために必要な措置を講ずる必要がある。

杉並区個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正（杉並区個人情報保護条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
目次	目次
第1章～第3章 略	第1章～第3章 略
第4章 管理個人情報の利用（第13条— <u>第15条の2</u> ）	第4章 管理個人情報の利用（第13条— <u>第15条</u> ）
第5章～第9章 略	第5章～第9章 略
附則 （定義）	附則 （定義）
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
（1）～（3） 略	（1）～（3） 略
<u>（4） 特定個人情報 個人情報であつて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報に該当するものをいう。</u>	
<u>（5） 管理特定個人情報 管理個人情報であつて、特定個人情報に該当するものをいう。</u>	
（6） 略	（4） 略
（収集の制限）	（収集の制限）
第9条 実施機関は、個人情報 <u>（特定個</u>	第9条 実施機関は、個人情報 _____

人情報を除く。以下この条において同じ。)を収集するときは、収集の目的を明らかにして、当該個人(以下「本人」という。)から直接これを収集しなければならない。

2～4 略

(目的外利用の制限)

第14条 実施機関は、第8条第1項の規定により登録された収集目的(以下「収集目的」という。)の範囲を超えて、当該登録に係る管理個人情報(管理特定個人情報を除く。)の利用(以下「目的外利用」という。)をするときは、本人の同意を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、本人の同意を得ないで、目的外利用をすることができる。

(1)～(4) 略

3及び4 略

(管理特定個人情報の利用の制限)

第14条の2 実施機関は、収集目的以外の目的のために管理特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められる場合であつて、本人

\_\_\_\_\_を収集するときは、収集の目的を明らかにして、当該個人(以下「本人」という。)から直接これを収集しなければならない。

2～4 略

(目的外利用の制限)

第14条 実施機関は、第8条第1項の規定により登録された収集目的\_\_\_\_\_の範囲を超えて、当該登録に係る管理個人情報\_\_\_\_\_の利用(以下「目的外利用」という。)をするときは、本人の同意を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号の一に\_\_\_\_\_該当する場合においては、本人の同意を得ないで、目的外利用をすることができる。

(1)～(4) 略

3及び4 略

の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、収集目的以外の目的のために管理特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 前条第3項及び第4項の規定は、前項本文の規定による利用（本人の同意があるものを除く。）について準用する。

(外部提供の制限)

第15条 実施機関は、管理個人情報（管理特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）の区の機関以外のものへの提供（以下「外部提供」という。）をするときは、本人の同意を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、本人の同意を得ないで、管理個人情報の外部提供をすることができる。

(1)～(3) 略

3～5 略

(管理特定個人情報の提供に係る報告)

第15条の2 前条第4項及び第5項の規定は、番号利用法第19条第13号の規定に該当する場合にした管理特定

(外部提供の制限)

第15条 実施機関は、管理個人情報 \_\_\_\_\_ の区の機関以外のものへの提供（以下「外部提供」という。）をするときは、本人の同意を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、本人の同意を得ないで、外部提供を \_\_\_\_\_ することができる。

(1)～(3) 略

3～5 略

個人情報の提供（本人の同意があるものを除く。）について準用する。

（開示請求権者）

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、自己情報（自己に関する管理特定個人情報を除く。）の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（管理特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）は、本人に代わつて開示請求をすることができる。

3 開示請求（管理特定個人情報に係るものを除く。以下この項において同じ。）をすることにつき本人が委任した代理人は、やむを得ない理由により本人が開示請求をすることができないと認められるときに限り、本人に代わつて開示請求をすることができる。

（訂正請求権者）

第19条 何人も、自己情報（自己に関する管理特定個人情報を除く。）について事実に関する記録に誤りがあるときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該自己情報の訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

（開示請求権者）

第18条 何人も、この条例に定めるところにより、実施機関に対し、自己情報\_\_\_\_\_の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人\_\_\_\_\_は、本人に代わつて開示請求をすることができる。

3 開示請求をすることに\_\_\_\_\_つき本人が委任した代理人は、やむを得ない理由により本人が開示請求をすることができないと認められるときに限り、本人に代わつて開示請求をすることができる。

（訂正請求権者）

第19条 何人も、自己情報\_\_\_\_\_について事実に関する記録に誤りがあるときは、この条例に定めるところにより、実施機関に対し、当該自己情報の訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

2 略

(消去請求権者)

第20条 何人も、次の各号のいずれかに該当するときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、自己情報の消去の請求（以下「消去請求」という。）をすることができる。

(1) 第7条の規定に反し、又は第9条第1項若しくは第2項の規定によらないで自己に関する個人情報が収集されたとき。

(2) 第16条第1項の規定に反し自己に関する個人情報が電子計算組織に記録されているとき。

(3) 番号利用法第20条の規定に反し自己に関する特定個人情報が収集され、又は保管されているとき。

(4) 番号利用法第28条の規定に反して作成された特定個人情報ファイル（個人情報ファイルであつて、番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルに該当するものをいう。）に自己に関する特定個人情報が記録されているとき。

2 略

(利用中止請求権者等)

第21条 何人も、次の各号のいずれかに該当するときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該

2 略

(消去請求権者)

第20条 何人も、第7条の規定に反し、若しくは第9条第1項若しくは第2項の規定によらないで自己に関する個人情報が収集されたとき、又は第16条第1項の規定に反し自己に関する個人情報が電子計算組織に記録されたときは、この条例に定めるところにより、実施機関に対し、自己情報の消去の請求（以下「消去請求」という。）をすることができる。

2 略

(目的外利用等の中止請求権者等)

第21条 何人も、第14条第1項若しくは第2項の規定によらないで自己情報の目的外利用がされているとき、又

利用又は提供の中止（以下「利用中止」という。）の請求（以下「利用中止請求」という。）をすることができる。

(1) 第14条第1項又は第2項の規定に反し自己情報の目的外利用がされているとき。

(2) 第14条の2第1項又は第2項の規定に反し収集目的以外の目的のために自己に関する管理特定個人情報の利用がされているとき。

(3) 第15条第1項又は第2項の規定に反し自己情報の外部提供がされているとき。

(4) 番号利用法第19条の規定に反し自己に関する管理特定個人情報の提供がされているとき。

2 略

(他法令との調整等)

第27条 略

2 自己に関する管理特定個人情報については、他の法令に当該管理特定個人情報の開示に関して規定されている場合であつても、この条例の規定による開示を行うものとする。

3 略

は第15条第1項若しくは第2項の規定によらないで自己情報の外部提供がされているときは、この条例に定めるところにより、実施機関に対し、当該目的外利用又は外部提供の中止（以下「利用中止」という。）の請求（以下「利用中止請求」という。）をすることができる。

2 略

(他法令との調整等)

第27条 略

2 略

第2条による改正（杉並区個人情報保護条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 情報提供等記録 番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p>(管理特定個人情報の利用の制限)</p> <p>第14条の2 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められる場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、収集目的以外の目的のために管理特定個人情報<u>(情報提供等記録を除く。)</u>を自ら利用することができる。ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>(開示請求権者)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(管理特定個人情報の利用の制限)</p> <p>第14条の2 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められる場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、収集目的以外の目的のために管理特定個人情報_____を自ら利用することができる。ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>(開示請求権者)</p>

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、自己情報\_\_\_\_\_の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2及び3 略

（訂正請求権者）

第19条 何人も、自己情報\_\_\_\_\_について事実に関する記録に誤りがあるときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該自己情報の訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

2 略

（情報提供等記録の適用除外）

第21条の2 情報提供等記録については、前3条の規定は、適用しない。

（決定後の手続）

第24条 略

2 前項の規定により、訂正（情報提供等記録の訂正を除く。）、消去又は利用中止をしたときは、その旨を当該管理個人情報の外部提供を受けているものに対し通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、その旨を総務大臣及び番号利用法第19条

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、自己情報（自己に関する管理特定個人情報を除く。）の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2及び3 略

（訂正請求権者）

第19条 何人も、自己情報（自己に関する管理特定個人情報を除く。）について事実に関する記録に誤りがあるときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該自己情報の訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

2 略

（決定後の手続）

第24条 略

2 前項の規定により、訂正\_\_\_\_\_、消去又は利用中止をしたときは、その旨を当該管理個人情報の外部提供を受けているものに対し通知しなければならない。

第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、書面により通知しなければならない。